

愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容

（令和3年9月9日更新分）

1 「がん」の体系図に記載されている医療機関名

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

- ・「がん診療連携拠点病院等」及び「がん医療を提供する病院」の各欄中「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。
- ・「がん診療連携拠点病院等」及び「がん医療を提供する病院」の各欄中「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「がん診療連携拠点病院等」及び「がん医療を提供する病院」の各欄中「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。
- ・「がん医療を提供する病院」の各欄中「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。

〔東三河南部医療圏〕

- ・「がん医療を提供する病院」の「肝臓」欄に「豊川市民病院」を追加。

2 「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

- ・「高度救命救急医療機関」及び「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」欄の「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。
- ・「高度救命救急医療機関」及び「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」欄の「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。
- ・「高度救命救急医療機関」及び「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」欄の「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「高度救命救急医療機関」及び「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）」欄の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。

〔西三河北部医療圏〕

- ・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄の「豊田若竹病院」を「豊田新成病院」に変更。

〔西三河南部東医療圏〕

- ・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄の「北斗病院」を「愛知医科大学メディカルセンター」に変更。

〔西三河南部西医療圏〕

- ・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄に「富士病院」を追加。

3 「心血管疾患」の体系図に記載されている医療機関名

[名古屋・尾張中部医療圏]

- ・「高度救命救急医療機関」及び「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」欄の「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。
- ・「高度救命救急医療機関」及び「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」欄の「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「高度救命救急医療機関」及び「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」欄の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。
- ・「循環器系領域における治療病院」及び「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」欄の「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。

(4 「精神科救急」の体系図に記載されている医療機関名 変更なし)

5 「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

[名古屋・尾張中部医療圏]

(名古屋A)

- ・「第3次救急医療体制」欄の「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。

- ・「第3次救急医療体制」欄の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。

(名古屋B)

- ・「第2次救急医療体制」の「病院群輪番制参加病院」欄の「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。

(名古屋D)

- ・「第3次救急医療体制」欄の「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。

[尾張東部医療圏]

- ・「第3次救急医療体制」欄の「藤田医科大学病院」を「藤田医科大学病院（高度救命救急センター）」に変更。

[尾張西部医療圏]

- ・「初期救急医療体制」の「休日夜間診療所」欄の「一宮市休日・夜間急病診療所」を「一宮市休日急病診療所」に変更。

[西三河南部東医療圏]

- ・「第2次救急医療体制」の「病院群輪番制参加病院」欄の「北斗病院」を「愛知医科大学メディカルセンター」に変更。

6 「災害医療」の体系図に記載されている医療機関名

[名古屋・尾張中部医療圏]

- ・「災害拠点病院」欄の「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。
- ・「災害拠点病院」欄の「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。
- ・「災害拠点病院」欄の「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。

- ・「災害拠点病院」欄の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。

7 「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名

○地域周産期医療施設（正常分娩等軽度な場合）

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

- ・「分娩を実施している医療機関」の「病院」欄の「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。
- ・「分娩を実施している医療機関」の「病院」欄の「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。
- ・「分娩を実施している医療機関」の「病院」欄の「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「分娩を実施している医療機関」の「病院」欄の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。

○地域周産期母子医療センター（ハイリスク分娩等重篤な場合）

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

- ・「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。

○総合周産期母子医療センター（最重篤な場合）

- ・「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。

8 「小児救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

- ・「地域の小児基幹病院」の「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」に変更。
- ・「地域の小児基幹病院」の「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」に変更。
- ・「地域の小児基幹病院」の「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「地域の小児基幹病院」の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。
- ・「地域の小児基幹病院」のうち、「小児医療を24時間体制で提供する病院」欄の「大同病院」を削除。
- ・「県の小児救急中核病院」の「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。

(9) 「べき地医療」の体系図に記載されている医療機関名 変更なし)

10 在宅医療の提供の推進のために必要な医療機関名

旧医療法施行規則第1条の14第7項第1号（在宅）に該当する医療機関

〔名古屋・尾張中部医療圏〕

- ・「キリン診療所」を削除。

医療法施行規則第1条の14第7項第1号（地域包括ケア）に該当する医療機関

〔知多半島医療圏〕

- ・「浅見眼科手術クリニック」を追加。

1 1 地域医療支援病院として承認された医療機関名

[名古屋・尾張中部医療圏]

- ・「第二赤十字病院」を「日赤名古屋第二病院」に変更。
- ・「第一赤十字病院」を「日赤名古屋第一病院」に変更。
- ・「市立東部医療センター」を「名市大東部医療センター」へ変更。
承認年月日を「平成 25 年 3 月 27 日」から「令和 3 年 4 月 1 日」へ変更。
- ・「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」へ変更。
承認年月日を「平成 25 年 9 月 17 日」から「令和 3 年 4 月 1 日」へ変更。

1 2 多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名

(2) 各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院

[名古屋・尾張中部医療圏]

- ・「市立西部医療センター」を「名市大西部医療センター」へ変更。